

「10年保証」ご利用規約

■保証適用症例の条件 本保証の適用は、以下1)～8)全ての条件を満たした症例に限ります。

1. インプラント体は埋入日から起算して10年を経過していない製品であること。
2. 交換対象となるインプラント体の製造記号（ロット番号）が確認できること。
3. 治療を行った時点で製品の添付文書又はマニュアルなどに記載された適応症及び禁忌症を適切に診断し、適切な治療を行っていること。
4. 治療を行った時点で製品の添付文書又はマニュアルに基づき弊社インプラント製品を正しく使用していること。
5. インプラント体が埋入後少なくとも24時間以上は患者の顎骨内に埋入されていた症例であること。
6. 少なくとも半年に1回以上の定期的な検診を行い予後が良好であることを確認していること。
7. 保証申請がなされた症例において他社のいかなるインプラント製品も組み合わせて使用されていないこと。
8. 1から7までの全ての事実が診療記録などで確認できる症例であること。

■保証対象資格

1. 本保証の適用を受けるためには、予め所定の方法で「ジーシーインプラント Re 10年保証対象施設」として弊社データベースにご登録いただくことが必要です。
2. 本保証は、前条記載の弊社データベースにご登録いただきました医療機関を対象とするものであり、患者を含むその他個人又は団体を対象とするものではありません。
3. 本保証は、再治療を施す医療機関が最初にインプラント体を埋入した施設と異なる場合においても適用いたします。ただし、その場合においても、本保証の適用を受けるためには本規約に定める各事項を満たしていることが必要です。

■保証適用の制限

脱落、破折の原因が、埋入後の事故或いはマニュアル記載の禁忌に該当する全身疾患など、患者に起因する症例の場合には、本保証適用の対象外となります。

■保証申請方法の遵守

1. 脱落、破折が発生してから1ヶ月以内に所定の方法で保証適用の申請を行ってください。
2. 所定の「インプラント体脱落に関する申請書」に必要事項をすべて記入し、署名、捺印の上、弊社まで送付してください。
3. 撤去したインプラント体及び上部構造を滅菌した上で弊社に送付してください。
4. 上記1)～3)までの申請方法が守られていない場合は保証適用の対象外となります。
5. 申請書等の受領後2週間以内に、弊社より本保証の適用の可否についてご連絡致します。
6. 先生方からご報告いただきました資料、情報は適切な方法で活用及び保管をさせていただきます。

■保証内容

インプラント体が脱落した時期	保証（無償交換）内容
免荷期間中 （ヒーリングアパットメント装着前）	<ol style="list-style-type: none">1. 同一又は同等※の弊社インプラント体との交換2. 同一又は同等※の弊社カバースクリュー又はヒーリングアパットメントとの交換
負荷期間中 （ヒーリングアパットメント装着後）	<ol style="list-style-type: none">1. 同一又は同等※の弊社インプラント体との交換2. 同一又は同等※の弊社カバースクリュー又はヒーリングアパットメントとの交換3. 同一又は同等※の弊社ファイナルアパットメント及びスクリューとの交換

※「同等」：無償交換の際に変更可能なのは直径又は長さのみです。

本保証は、上記表に定める保証内容以外について、一切の保証を行うものではありません。

■保証プランの変更又は終了

本保証の内容は予告なく変更又は終了する場合があります。

この場合、変更又は終了の日までに弊社が申請書等を受領した症例については、保証プランの対象となります。

■保証対象資格の取り消し

申請される不具合の発生率が5%を超えた場合には弊社の判断により保証対象資格を取り消す場合があります。